

障害福祉サービス事業者への改善命令について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第49条第4項の規定に基づき、次のように指定障がい福祉サービス事業者に是正等の措置を講じることを命じるとともに、同条第5項の規定に基づき、当該命令について公示します。

【対象事業者および事業所】

指定障害福祉サービス事業所 設置者の名称	有限会社サン電子
主たる事務所の所在地	愛媛県西条市飯岡戻川3972番地1
代表者の氏名	竹久保 洋子
事業所の名称	マーカバスステーション
所在地	愛媛県西条市下島山甲1223番地1
事業所番号	3810600852
サービスの種類	生活介護、就労継続支援B型

【命令日および改善期限】

命令年月日	令和7年12月11日
改善措置期限年月日	令和8年1月13日

【命令事項】

- 要件を満たすサービス管理責任者を至急確保のうえ、職務に関する認識を改め、指定基準に基づき、その職責を果たすこと。
また、欠如期間中はサービス管理責任者欠如減算の適用を行うとともに、不適切な請求分については返還すること。
【愛媛県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和3年愛媛県条例第16号 以下「基準条例」という。）第4条】
【障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省令第171号 以下「基準省令」という。）第78条第7項、第199条】
【障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成18年12月6日障発第1206001号 以下「解釈通知」という。）第二の2（3）】
【指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成18年9月29日厚生労働省告示第544号）一ハ】
【障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省告示第523号 以下「報酬告示」という。）別表第6の1注4、別表第14の1注10】

命 令 内 容 (つづき)

- 全利用者分の個別支援計画を適切に作成するとともに、利用者及び当該利用者の家族の確認を受けたうえで、利用者及び当該利用者の相談支援専門員に交付すること。そのうえで、作成した個別支援計画に基づき、サービス提供を行うこと。
また、開所時点に遡り、同計画が未作成なものなどについて個別支援計画未作成減算の適用を行うとともに、不適切な請求分については返還すること。
【基準条例第4条】
【基準省令第93条、第202条】
【報酬告示別表第6の1注4、別表第14の1注10】
- サービス提供の都度、実績記録票の記載内容を提示し、利用者から確認（押印またはサイン）を受けたものを事業所に保管しておくこと。
【基準条例第4条】
【基準省令第93条、第202条】
【解釈通知第五の3（12）、第十二の3（2）】
- 処遇改善加算について、処遇改善に係る取り組み内容や賃金改善の仕組み等の必要な事項を少なくとも年に1回は対象職員（福祉・介護職員）に周知するとともに、当該周知の記録を残すこと。
【基準条例第4条】
【基準省令第93条、202条】
【こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準（平成18年9月29日厚生労働省告示第543号）第2号】
- 指定権者から指導や助言を受けた際は、それに従って必要な改善を行うとともに、実態に即した改善報告を提出すること。
【基準条例第4条】
【基準省令第93条、第202条】
- 生産活動に係る事業の収入から、生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として利用者に支払わなければならないため、生産活動の収支を正確に把握するとともに、利用者に対し、適切な額の工賃を支払うこと。
【基準条例第4条】
【基準省令第201条第1項】
- 生活介護と就労継続支援B型の訓練・作業室を区分していなかったため、機能訓練又は生産活動の内容等に応じて適切なサービス提供がされるよう、活動の種類ごとに訓練・作業室を区分すること。
【基準条例第4条】
【基準省令第81条、第200条】
【解釈通知第五の2（2）、第十二の2】